

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年1月23日

奈良県知事 荒井正吾



第1 競争入札に付する調達の内容

1 委託業務名

奈良県本社・研究所誘致検討業務委託

2 業務の内容

関東圏を始めとする県外に本社を有する企業を対象に、本社・研究所移転の計画の有無及び考え方等について、郵送によるアンケート調査を実施する。

3 委託期間

平成30年3月28日（水）まで

4 業務の仕様

第3の2により配布する入札説明書及び仕様書に示すところによる。

5 入札方法

- (1) 入札は、業務委託一式の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（8）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更正手続中でないこと。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主業種が「Q4③」検査・分析・調査業務－調査分析業務に登録している者であること。
- (8) 平成26年度～平成28年度において、国又は地方公共団体と本委託業務と同種・同規模の契約を締結し、誠実に履行した実績がある者であること。

第3 入札書の提出場所等

1 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課（奈良県庁本庁舎6階）

電話番号 0742-27-8872（直通）

2 入札説明書及び仕様書の交付方法等

(1) 交付方法

インターネットホームページ「産業・雇用振興部企業立地推進課<http://www.pref.nara.jp/item/191574.htm#moduleid41152>」、又は以下の場所において交付します。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課（奈良県庁本庁舎6階）

(2) 交付期間

平成30年1月23日（火）から同年2月5日（月）まで

3 入札説明会

実施しません。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁分庁舎5階第51会議室

(2) 日時 平成30年2月14日（水） 11時00分

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表封筒に「奈良県本社・研究所誘致検討業務委託に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書を入れ、封印等の処理をし、奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課長あての親展として平成30年2月13日（火）午後4時30分までに必着するようにしてください。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(1)～(8)を証明する書類を平成30年1月23日（火）～平成30年2月5日（月）の午前9時00分から午後4時30分の期間に第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の提出書類等に基づき第2の(1)～(8)の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次に掲げる（１）から（７）までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- （１）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- （２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （３）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （４）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- （５）（３）及び（４）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （６）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- （７）この契約に係る下請契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について８の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、８の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

以上